

令和7年4月1日から

電子収納・POSレジ収納が 利用できます！

令和7年4月1日以降に、屋外広告業登録（新規・更新）を申請する場合は、
電子収納・POSレジ収納が利用できます。
なお、令和9年4月1日からは栃木県収入証紙が利用できなくなります。（予定）

電子収納

とちぎ電子申請システムを使用する収納方法です。
ご自宅や会社など、インターネットができればどこでも納付することができます。
また、システム内のコンビニ納付を選択することで、現金でのお支払いが可能です。

キャッシュレス



現金



POSレジ収納

申請書提出先の端末を使用する納付方法です。
※栃木県庁本館は生活協同組合（2F）と会計管理課（3F）、各土木事務所は窓口に設置
※現金での納付はできません

キャッシュレス



お問合せ

都市政策課：028-623-2463（書類の提出先や申請に関すること）
会計管理課：028-623-3008（POSレジ・収入証紙に関すること）
行政改革ICT推進課：028-623-2212（電子申請システムに関すること）